

第11号議案

インバランス精算関連業務の実施に係る契約締結について (案)

一般送配電事業者が、経済産業大臣から認可を受けた託送供給等約款（平成29年4月1日実施）において、事業者が本機関を経由して一般送配電事業者に提出する発電計画その他の各種計画が不相当と認められる場合、これを所定の計画値とみなして取り扱うことが新たに規定された。

この規定に基づきインバランス精算を行うためには、各種計画値をみなし値に置き換える作業が必要となるが、当該作業は、全ての計画を対象として一括処理することが効率的であることから、本機関が実施することとし、広域機関システムにそのための機能を具備することとしている。（第89回理事会にて議決済み。）

今般、当該業務が、本年4月以降実施できる見通しとなったことを踏まえ、業務内容及び責任範囲の一層の明確化を図るため、一般送配電事業者各社との間で別紙の契約書を締結することとする。

1. 業務概要

- ・ 事業者より提出された計画に不整合や不一致が認められる場合、仕様書に従い、元の計画とは別に、当該箇所を適切な計画値に置き換えた計画（以下「インバランス精算用計画」という。）を作成する。
- ・ 作成した一か月分のインバランス精算用計画を取りまとめ、翌月10日を目途に各社へメール送付する。

2. 契約内容

別紙のとおり。

3. 費用関係

本業務は、本機関が実施すべき送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整業務の一環と考えられることから、必要な費用は会費で賄う。

4. 契約期間

平成29年4月1日から、双方の合意のもと解約するまで

5. 契約先

各一般送配電事業者（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社）

以上

【添付資料】

別紙：業務委託契約書